

豊島区法定外税検討会議専門委員会(第2回)

日 時；平成15年4月22日(火)午後6時30分～ [健康プラザとしま7階]

【再配布資料】

第一回専門委員会(平成15年4月8日)資料1-1；「放置自転車等対策税」に関する論点整理

1. 「放置自転車等対策税」に関する論点の検討

2. その他

この資料は第一回専門委員会にて提出された資料ですが、本日の会議で使用されることを考慮して、再度お配りするものです。
(なお、第一回専門委員会で説明時に訂正された個所については修正を加えております)

「放置自転車等対策税」に関する論点整理

平成 15 年 4 月 8 日

今井勝人

1. 総括的な論点

- ・新税の目的は区が実施している

放置自転車の撤去、保管等

駐車場の整備・維持・管理等

に要する費用の一部を、法定外目的税である「放置自転車等対策税」を上記、の「誘因者」としての鉄道事業者に課することによって、上記、をさらに充実させることである。

- ・上記、の施策が必要であること、さらに充実されるべきことについては第 1 部会のなかで異論はなかった(『部会報告』12 頁)。
- ・したがって、総括的な論点は上記、の費用の一部を「放置自転車税等対策税」というかたちで「誘因者」としての鉄道事業者に求めることが適当であるかどうかである。
- ・そのために次項以下のようないくつかの論点について検討する必要がある。
- ・「本税が放置自転車そのものの減少に資するかどうか」も検討すべきであるという意見も第 1 部会では表明されたが(第一回部会議事録 23 頁)「効果がないのではないか」という意見表明はあったものの(『部会報告』4 頁)この論点について第 1 部会で特に議論を深めることはしなかった。

2. 論点(1) 法律的根拠に関する論点

- ・関連法規

地方税法第 731 条 (法定外目的税)

自転車法第 5 条 2 項 (鉄道事業者の責務)

- ・論点(1-1) 法定外目的税新設に国(総務大臣)が同意する場合の要件(いわゆる同意要件)をクリアしているかどうか。

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民

の負担が著しく過重となること
地方団体間における物の流通に重大な影響を与えること
そのほか国の経済施策に照らして適当でないこと
のいずれかに該当する場合を除き、総務大臣は同意しなければならぬ。

- ・ 論点（ 1 - 2 ）「国の同意の処理基準と留意事項」（総務省自治税務局長通知）をクリアーしているかどうか。

地方税法上の非課税規定との関係

税以外のより適切な政策手段の有無

税源と財政需要の関係

関係者への説明

徴収方法・課税期間

「課税の公平・中立・簡素」との関係

- ・ このうち、新税の目的を「放置自転車そのものの減少を目指す」という点にも求めると、は重要な論点になりうる。
- ・ 新税の目的を「費用の一部を鉄道事業者に求める」とすると、特に「課税の公平」（「費用負担の公平」というべきか）が重要な論点になる。また、「費用負担の公平」を問題にすると、区の施策による受益をどう考えるかということも重要な論点になる。これらの論点は別個に検討すべきである。
- ・ 論点（ 1 - 3 ）自転車法第 5 条 2 項（鉄道事業者の責務）をめぐる論点
区と鉄道事業者の主張・・・『部会報告』 5 頁。
 - ・ 自転車法の規定の解釈が新税の可能性を左右するかどうか。
（地方税法と自転車法の関係、一般法と特別法の関係？）

3 . 論点（ 2 ） 放置自転車の撤去、保管等にかかわる費用負担の公平

- ・ 論点（ 2 - 1 ）自転車放置者に罰則を適用できないか（罰金の徴収）
- ・ 論点（ 2 - 2 ）自転車放置者に対する料金というかたちでの現行負担が妥当かどうか。
- ・ 論点（ 2 - 3 ）商業施設に対しても負担を求めるべきではないか。

区の考え方は、現在行っている撤去作業が朝の出勤時後であることを前提にしているが、将来的には午後の撤去作業も必要になりうること、また新税の目的を「放置自転車そのものの減少を目指す」という点にも求めるとすれば、無視できない論点になる。

またこの点に関連して、(自転車を使っての商業施設利用者は施設の利用それ自体が目的であるが、)自転車を使っての鉄道利用者は鉄道を利用して他へ移動することが目的であって、鉄道利用それ自体が目的ではない、(その限りで鉄道事業者と商業施設所有者とは性格が異なるという)鉄道事業者の主張(『部会報告』5頁)をどう考えるかも1つの論点になる。

また、自転車法で鉄道事業と商業施設が別に扱われていることもこの点に関係するかどうか。

4. 論点(3) 駐車場の整備・維持・管理等にかかわる費用負担の公平
 - ・ 論点(3-1) 駐車場利用者の現行費用負担が妥当であるかどうか。
 - ・ 論点(3-2) 駐車場の維持・管理等にかかわる費用まで鉄道事業者に負担を求めるのはどうかという考え(堤委員の意見、『第五回部会の参考資料』)。
 - ・ 論点(3-3) 駐車場の建設に要する費用の負担配分についても検討する必要があるという考え(平野委員の意見、『第五回部会の参考資料』)。
 - ・ 論点(3-4) 駐車場の建設に関しては周辺区との共同施策を追求する必要があるか。また都や国の補助を追求する必要があるか

5. 論点(4) 放置自転車の撤去、保管等と駐車場の維持・管理等両者にかかわる費用負担の公平
 - ・ 論点(4-1) 区外の者の現行費用負担が妥当であるかどうか。
 - ・ 論点(4-2) 区の施策により駅周辺を区民が安心して通行できるように

なることを考えると、例えば区民税均等割の増税も検討に値するのではないか。

6 . 論点 (5) 区の施策による受益をどう考えるか。

- ・自転車の放置者、駐車場利用者・・・自転車を放置しても、区の施策により、駅周辺交通者に「迷惑をかけずにすむ」
- ・鉄道事業者、商業施設で商業を営むもの・・・区の施策により、駅・商業施設利用者に「安心して当該施設を利用してもらえる」
- ・駅周辺通行者・・・区の施策により「安心して通行できる」
- ・また、区の主張のように、鉄道事業者は自転車利用者から利益を得ているということが課税の根拠になるかどうか（『部会報告』7頁）。

7 . 論点 (6) 鉄道事業者に課税できるとした場合、課税標準の算定方法、税率、複数の鉄道事業者間に税額を按分する方法、減免措置等に関する検討。